

公的研究費の運営・管理責任体制

最高管理責任者
学 長

本学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う

基本方針の策定



状況報告



統括管理責任者
副学長

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する

具体的な対策
を策定・実施



状況報告



①コンプライアンス推進責任者・②研究倫理教育責任者
(学術委員長)

①競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者。本学における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。また定期的に啓発活動を実施する。
②研究倫理の向上及び不正行為の防止に関する責任を負う者。研究倫理教育を定期的に実施する。

具体策の実施、モニタリング・改善指導、状況報告

理 事 長

内 部 監 査 室

予備調査委員会

当該事案について本調査を実施するか否かを最高管理責任者に報告する

本調査委員会

最高管理責任者をもって、本調査委員会の長に充てる

相談窓口・通報窓口